



[米国] 平易な英単語、記号がクレーム解釈に与える影響

■ 不定冠詞“a(an)”と数の概念

- 1) 「数の概念」は、日本語よりも英語の方が明確である。通常、英文クレームでは、構成要素は単数形で記載される。
- 2) 一般に、不定冠詞“a(an)”は“one or more”と単数・複数の両方で解釈されるが、明細書全体が複数形を示唆していない場合には単数で解釈した判例が存在する。

Ex: In KCJ Corp. v. Kinetic Concepts, Inc, 223 F.3d 1351 (Fed.Cir.2000)

an indefinite article “a” or “an” in patent parlance carries the meaning of “one or more” in open-ended claims containing the transitional phrase comprising.” ... Unless the claim is specific as to the number of elements, the article “a” receives a singular interpretation only in rare circumstances when the patentee evinces a clear intent to so limit the article.

- 3) 実務者は、法律文書でもある明細書(又は、契約書等)を作成する際に、特に、日英の言語構造の違いに留意することが望まれる。
 - a) 構成要素の数が限定解釈されないよう実施形態を記載する。

” HARAKENZO *more* ” IP Information Delivery Section

- 本記事の全文をご希望の方は「記事申込」ボタンをクリック。
(お申し込みの際、本記事の日付・タイトルの入力が必要となります。)
- 公式Twitterでは本記事のような当所オリジナル資料の情報を随時ご案内致します。お気軽にフォローしてください。
- 世界中の知財に関する最新トピックスを月一配信！
配信ご希望の方は「ニュースレター配信申込」ボタンをクリック。

※本記事の提供については、利益相反、その他の理由によりご希望に添えない場合もありますこと、ご承知おきください。